

より速く より正確に

# 戸籍事務をコンピュータ化します！

2月22日から変わります

平成6年に「戸籍法及び住民基本台帳法」が一部改正され、戸籍事務のコンピュータ処理が可能になりました。本町では、戸籍事務の迅速化、効率化など行政サービスの向上を図るため、平成22年2月22日の稼働を目指して、現在準備を進めています。

戸籍の証明書の発行が、より速くなります

今までの戸籍は、和紙で管理していたため、記載や証明などに時間がかかりました。コンピュータ化によって、より速く正確に戸籍を作ることができ、証明書も短時間で発行できるようになります。

氏名、字体の確認にご協力をお願いします

戸籍は、常用漢字、人名用漢字、その他の漢和辞典などで一般的に通用している文字で記載することになっています。

現在、氏名文字がこれ以外の文字で記載されている場合には、辞書にある文字に置き換えて戸籍に記載する必要があります。

該当する方には1月下旬に「告知書」を送付しますので確認をお願いします。

住民票や印鑑証明の文字は戸籍の文字に合わせます

コンピュータ化によって氏名の文字が変わった場合は、住民票や印鑑証明の文字を戸籍の文字に合わせます。これは、戸籍の表記上の取扱いであり、別字に訂正するわけではありません。

枝番の表記が変わります

(例) 1番地の1 1番地1となります。これに合わせて住民票の現住所欄も「の」を省略して表記します。印鑑登録証明書や運転免許証などの有効性には変わりはありません。

今までの戸籍は「平成改製原戸籍」として保存されます

これまで使用していた戸籍は「平成改製原戸籍」と呼ばれ、画像化してコンピュータで管理・保存されます。死亡や婚姻などによりすでに除籍になっている

る人は、原則としてコンピュータ化された戸籍には記載されません。この戸籍事項の証明が必要な場合は「平成改製原戸籍」を請求してください。手数料は750円です。

証明書の名称が変わり、書式も見やすくなります

項目	現在の戸籍	コンピュータ化後
名称	戸籍謄本(全員の証明)	全部事項証明
	戸籍抄本(個人の証明)	個人事項証明
書式	縦書き	横書き
交付方法	原本複写	コンピュータ出力
交付手数料	450円	450円

## 用語メモ

**戸籍**  
戸籍は、日本国民の出生から死亡までの親族関係や身分上の重要な事項が記録された文書で、夫婦および夫婦と氏を同じくする未婚の子どもを単位として作られます。戸籍がある場所を本籍とい

**改製原戸籍**  
戸籍法の改正により戸籍を作り変えることを「改製」といい、改製する前の原(もと)となった戸籍を「改製原戸籍」といいます。

**筆頭者と世帯主の違い**  
筆頭者とは、戸籍の冒頭に記載された人を表し、その人が亡くなっても筆頭者は変わりません。

**住民票の世帯主は、生計を共にする人の代表者**  
のことなので、亡くなると変更の手続きが必要になります。